

お知らせ

行政相談委員委嘱のお知らせ

平成23年4月1日付けで、『五十嵐正子さん』が、引き続き行政相談委員に委嘱されました。

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受けて活動をしていきます。

国や公団、公庫などの仕事への要望や苦情などを受け、必要な助言を行ったり、関係機関等にその苦情を通知し解決の促進を図ります。

相談は無料で、秘密を守ります。

お問い合わせ

総務課総務担当

電話 56 2121

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

国内および道内在住の外国人労働者は年々増加していますが、中には社会保険が未加入であったり、適正な労働条件確保されていない等の問題が散見されています。

外国人を雇い入れる場合は、次の3点を確認してください。就労が認められる在留資格であること、雇い入れ・離職はそれぞれハローワークに届け出を行うこと、

社会保険加入等の雇用管理は適正に行うこと。

厚生労働省では雇用対策法に基づく、外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めておりますので、事業主の方々はぜひご理解とご活用をお願いいたします。

外国人雇用は「ルールを守って」適正に！

お問い合わせ

旭川労働基準監督署

電話 0166 35 5901

ハローワーク富良野

電話 23 4121

7月は不正軽油防止月間です

上川総合振興局では不正軽油の撲滅に向けた行動を一層強化します。「作らない」「売らない」「買わない」「使わない」をスローガンに、事業所や公共工事現場などを訪問して、自動車等からの燃料採取調査を実施します。

また、ガソリンスタンドや燃料販売店を訪問して、適正な配送が行われているか確認調査を実施します。

不正軽油は悪質な脱税行為であり、環境汚染の原因となるほか公正な市場競争をも阻害する重大な犯罪です。

『不正軽油ストップ110番』
0120 971 191

自動車等の燃料に灯油や重油を使っている。

倉庫や納屋に、不審なタンクローリーが出入りしている。

など、不正軽油を追放するため、皆様からの情報をお待ちしています。

お問い合わせ

上川総合振興局地域政策部

課税課間税係

電話(直通)

0166 46 5929

来春卒業の高校生の求人受け付けが6月20日から始まりです

例年、管内企業からの求人申し込みの時期が、管外企業に比べ遅い傾向にあり、このため地元への就職を希望しながらも、やむなく管外企業に応募するケースが数多く見られます。

ぜひ優秀な人材を地元確保するため、早期の求人申し込みをお願いします。若い力が企業に活気と活力を与えます。

平成24年3月新規高等学校卒業者の求人受理・選考開始日

求人受理開始

6月20日

求人票返戻

7月1日以降

運転免許更新時講習会

富良野地域人材開発センター
優良講習

6月6日(月) 13時~
6月17日(金) 13時~
7月5日(火) 13時~
7月15日(金) 13時~

一般講習

6月6日(月) 14時~
6月17日(金) 14時~
7月5日(火) 14時~
7月15日(金) 14時~

違反講習

6月10日(金) 13時~
6月24日(金) 13時~
7月25日(月) 13時~

初回講習

7月11日(月) 13時~

地デジの準備はお済みですか？

テレビ用の光ケーブルの引き込み工事を行った世帯の方で、地上デジタル波受信用のテレビもしくはテレビチューナーを購入した方は、カキハラ電設(電話56-2468・携帯090-2057-5991)までご連絡をお願いします。

該当となる世帯は、
これまで共聴施設でテレビを見ていた世帯(双珠別・宮下・トマム)
上記以外で次の地域にお住まいの世帯で、アンテナで地上デジタル波が受けられない世帯(上トマム、中トマム、下トマム、双珠別、ニニウ、宮下、湯の沢、ガード下より湯の沢側の占冠地区等)

企画商工課(企画担当) 56-2124

注意!

~地デジ工事の請求書や契約書は来ていませんか?~
地上デジタル放送に関する請求書が届いたときや、アンテナの設置をするという電話、地デジの契約が必要という電話が来たら、いったん電話を切って、役場が駐在所に電話をしてください。 占冠駐在所 電話 56 2110

お知らせ

推薦開始

9月5日

選考・内定開始

9月16日

お問い合わせ

八ローワーク富良野

電話 23 4 1 2 1

竜巻注意情報

気象台では、発達した積乱雲が現れて激しい突風（竜巻やダウンバーストなど）の発生しやすい気象状況になったときに、竜巻注意情報を発表して注意を呼びかけることにしています。竜巻注意情報は、今、まさに竜巻が発生するような危険な気象状況となっていることをお知らせし、身を守るための行動の準備をとっていただくことを目的としています。

竜巻注意情報が発表されたら、まず空を見てください。真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。大粒の雨や雹（ひょう）が降り出す。このような時、発達した積乱雲が近づく兆しです。頑丈な建物に移動するなどの安全確保に努めて下さい。

お問い合わせ

旭川地方気象台 総務課

電話 0 1 6 6 3 2 7 1 0 1

http://www.jma-net.go.jp

/asahikawa/

保護命令手続きについて

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）が施行されてからまもなく満10年の節目を迎えようとしています。

配偶者暴力に関する保護命令制度を利用し、平成22年12月までに裁判所に申し立てられた保護命令事件の件数は約2万3,100件であり、命令された事件は1万8,300件です。

保護命令手続きは、申し立てが容易で、発令までの期間が短い利用しやすい手続きであり、違反には刑事罰が設けられています。

保護命令全般についての詳細は、裁判所ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/>）から閲覧することが出来ますので、どうぞご利用ください。

お問い合わせ

旭川地方裁判所

電話 0 1 6 6 5 1 6 1 4 2

お詫びと訂正

広報しむかつぶ5月号の記事に誤りがありました。

- 7頁「占冠の新しい顔ぶれ」
- 1段目、トナム小学校の村上比呂人さんは「教諭」ではなく「教頭」です。
- 3段目、社会福祉協議会の法名さんの名前は「唯華」ではなく「唯花」さんです。大変申し訳ありませんでした。

「厚志」

感謝いたします。

◆鈴木恒夫さん（中央第二）から占冠村に、心温まるご寄付をいただきました。

◆鈴木仁太郎さん（宮下）から、社会福祉協議会の運営や活動への感謝として、心温まるご寄付をいただきました。
◆水野利行さん（上トナム第一）から、亡母（水野園枝さん）の香典返しを廃し、心温まるご寄付をいただきました。

社会福祉法人

占冠村社会福祉協議会

村営住宅入居者募集のご案内

入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。
占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
月収が15万8,000円以下の方。
（例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8,000円以下の方）
単身の方でも入居できます。
連帯保証人が2名必要です。
入居者と同等または同等以上の収入のある方。
家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。
入居可能日 概ね7月1日（金）
入居決定 入居者選考委員会の審査によります。
申込受付場所 産業建設課建築担当
トナム支所
お問い合わせ 産業建設課建築担当
☎ 56 - 2172

募集団地

受付期限 6月15日(水)

中央地区 1戸	トナム地区 12戸
第2美園団地	トナム団地
3LDK 1戸	3LDK 5戸
	第2トナム団地
	3LDK 3戸
	第3トナム団地
	3LDK 1戸
皆様の入居を	みなし特公賃住宅
お待ちしております	3LDK 3戸

みなし特公賃住宅は、村営住宅とは入居資格が異なりますので、詳しくは、産業建設課建築担当へお問い合わせください。